

20 農山漁村地域整備交付金関係

(1) 農山漁村地域整備交付金の仕組みについて教えてください。

農山漁村地域整備交付金とは

農山漁村地域整備交付金とは、地域活性化のための取組みを地域の自主性と創意工夫を活かしつつ推進するために、自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画（農山漁村地域整備計画）を自ら策定し、これに基づき農林水産省の農業農村・森林・水産の各分野にまたがる多様な公共事業を自由に選択し実施できる制度で、平成 22 年度に創設されました。

本交付金の特徴は、地域の創意工夫を活かして幅広い事業メニューの中から自由に選択して実施でき、地方の裁量により予算融通などを行うことが可能となっています。

交付対象事業

- 1 農業農村基盤整備事業
 - (1) 農地整備
 - (2) 水利施設整備
 - (3) 農地防災
 - (4) 農村整備
 - (5) 農業用水保全の森づくり事業
- 2 森林基盤整備事業
 - (1) 森林整備事業
 - (2) 治山事業
- 3 水産基盤整備事業
 - (1) 水産物供給基盤整備事業
 - (2) 漁場保全の森づくり事業
 - (3) 漁港漁村環境整備事業

20 農山漁村地域整備交付金関係

- 4 海岸保全施設整備事業
- 5 盛土緊急対策事業
 - (1) 盛土による災害防止のための調査事業
 - (2) 盛土緊急対策事業
- 6 効果促進事業

事業主体及び補助率

事業主体：福島県、市町村及び土地改良区等

※農村振興局長が別に定める、交付対象事業ごとの運用及び取扱いによります。

補助率：通常事業の補助率が適用されます。

(2) 農山漁村地域整備計画について教えてください。

農山漁村地域整備計画とは

農山漁村地域整備交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、下記の事項を記載した「農山漁村地域整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、農林水産大臣に提出します。

- (1) 整備計画の名称
- (2) 整備計画の目標
- (3) 整備計画の期間
- (4) 整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- (5) 整備計画の期間における交付対象事業の工期及び全体事業費
- (6) 交付対象事業の効果の把握及び評価に関する事項
- (7) その他必要な事項

農山漁村地域整備計画の評価

計画主体は、整備計画の農林水産大臣への提出前に、自主的・主体的に検証（以下「事前評価」という。）を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表します。

また、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中において、整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告します。なお、必要に応じて交付期間内において、中間評価を行うことができます。